

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、顧客・取引先・株主・社員・社会という総てのステークホルダーとの良好な関係を維持し発展させ、以って社会に貢献し、価値ある企業として支持され続けることが重要であるという認識に立ち、コーポレート・ガバナンスの強化策として、経営会議規程に基づいて設置した経営会議を毎月開催し、取締役会付議事項の事前審議を行っているほか、取締役会規程に基づき開催する取締役会においては、経営の透明性・客観性を高めるとともに、迅速な意思決定を行う体制を確保しております。

当社は、従来から監査役設置会社であり、監査役は経営に関する重要な会議に出席して意見を述べることで、独立した視点から取締役の職務執行の適法性・妥当性を十分監査できる体制を確保しております。

当社グループ全体で共有する「MICRON 行動規範(MICRON Code of Conduct)」を制定し、全グループレベルでの認識の統一と水準の向上に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ミクロン精密社員持株会	906,710	14.32
榊原憲二	299,770	4.74
株式会社山形銀行	285,000	4.50
株式会社きらやか銀行	270,000	4.27
小松貞生	256,500	4.05
ミクロン精密取引先持株会	249,000	3.93
日本生命保険相互会社	228,000	3.60
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	213,009	3.37
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	168,900	2.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	155,000	2.45

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

8月

業種

機械

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
押野正徳	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

押野正徳	○	押野正徳氏は、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)において、平成29年6月まで社員であり、平成25年8月期まで当社の会計監査業務を担当しておりましたが、同監査法人は法に基づいて当社から独立した立場で会計監査を実施しており、また当社が同監査法人に支払っている報酬額については同監査法人の総報酬額の規模に比べ極めて少額であることから、「多額の金銭その他財産を得ている会計専門家」には該当せず、独立性は確保されており、一般株主との間に利益相反を生じる恐れが無いと判断しております。また、平成29年7月より押野正徳公認会計士事務所の所長に就任しておりますが、同事務所と当社の取引関係はありません。	公認会計士として永年にわたり多くの企業を監査してきた経験を活かし、当社経営に対する客観的な助言や監督をしていただくほか、当社との関係において、一般株主と利益相反が生じる恐れのある事由に該当しないことから、経営陣からの独立性を保ち、経営を監視できると判断し独立役員に指定しております。
------	---	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	3名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と定期的に意見交換の場を設け、効率的な監査体制を確立するとともに、会計監査人による監査の相当性の把握に努めております。内部監査部門は、専従スタッフ、兼任スタッフ計6名による社長直轄の内部監査体制を敷き、計画的に内部監査を実施し、重要事項については監査役及び会計監査人に報告を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
今田隆美	他の会社の出身者													
鈴木辰雄	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
今田隆美	○	今田隆美氏は、当社と取引関係のある株式会社山形銀行において、平成20年まで取締役、平成27年まで常勤監査役でありました。なお、株式会社山形銀行は当社の株主であり持株比率は4.50%であります。また、当社は同行と金融取引を行っておりますが、複数ある取引金融機関のひとつであり同行との取引に依存しておりません。以上のことから、同行が当社の意思決定に影響を及ぼすことは無く、一般株主との間に利益相反を生じる恐れが無いと判断しております。 また、平成28年3月より株式会社共和電業の取締役監査等委員に就任しておりますが、同社と当社の取引関係はありません。	他社の取締役、監査役の経験を活かし、忌憚のない意見により有効な監査職務を遂行するほか、当社との関係において、一般株主と利益相反が生じる恐れのある事由に該当しないことから、経営陣からの独立性を保ち、経営を監視できると判断し独立役員に指定しております。
鈴木辰雄	○	鈴木辰雄氏は、当社と取引関係のある株式会社きらやか銀行において、平成24年まで常務執行役員でありました。なお、株式会社きらやか銀行は当社の株主であり持株比率は4.27%であります。当社は同行と金融取引を行っておりますが、複数ある取引金融機関のひとつであり同行との取引に依存しておりません。以上のことから、同行が当社の意思決定に影響を及ぼすことは無く、一般株主との間に利益相反を生じる恐れが無いと判断しております。 また、平成24年7月より株式会社マルタニの代表取締役に就任しておりますが、同社と当社の取引関係はありません。	他社の取締役経験を活かし、忌憚のない意見により有効な監査職務を遂行するほか、当社との関係において、一般株主と利益相反が生じる恐れのある事由に該当しないことから、経営陣からの独立性を保ち、経営を監視できると判断し独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入、その他
---	------------------

該当項目に関する補足説明 更新

役員退職慰労金制度を廃止し、業績連動型報酬へ移行しております。
また、取締役(社外取締役を除く)について、株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

取締役の年間報酬総額 65,580千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額は、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で、その具体的金額を取締役については取締役会で、監査役については監査役の協議により決定することにしております。

なお、当社は、取締役(社外取締役を除く。以下同じ。)に対する株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入しております。本制度は、取締役に対して、当社取締役会が定める株式交付規程に従って付与されるポイント数に応じ、当社株式が信託を通じて交付される株式報酬制度であります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役は、常勤の役員と同様に取締役会に出席し、他の取締役より重要事項の説明を受け、関係書類の配布並びに詳細な説明を受けているほか、重要な会議に出席しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

1. 業務執行について

(1) 取締役会: 取締役会を取締役8名で構成し、毎月開催される取締役会を通じ、法令または定款及び諸規程に規定する事項の決議並びに重要な業務に関する事項についての報告を受け、協議を行い、意思決定を行うほか、各取締役の職務執行状況の監督を行っております。また、その他必要に応じて臨時取締役会を開催し、機動的な経営の実現を目指しております。

(2) 経営会議: 経営戦略の見直しや審議を行う定例の経営会議を毎月開催し、役員以外の役職者の一部も参加し、幅広い見解を参考に、迅速かつ効果的な意思決定を行っております。

(3) 各委員会活動: 毎月開催する各委員会活動において、業務運営上の問題の洗い出しを行い、各テーマにおける方針の徹底を活発に行っております。

2. 監査・監督の方法について

(1) 監査役は、取締役会に出席し、取締役より重要事項の説明を受け、関係書類の配付並びに詳細な説明を受けているほか、経営に関する重要な会議に出席しております。

(2) 取締役及び使用人は、監査役に対し、稟議書、議事録、契約書等の関係書類を持参したうえで、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について報告を行っております。

(3) 取締役及び使用人は、監査役に対し、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、又は当社に損害を及ぼす事実を知った場合、遅滞なく報告を行うこととしております。

(4) 内部監査部門は、監査役に対し、内部監査状況について報告を行っております。

3. 監査の状況について

当社は監査役3名と内部監査部門6名により効率的な監査を行っております。また、会計監査人については以下の体制であります。

(1) 業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名
・高嶋清彦(EY新日本有限責任監査法人)・鈴木克子(EY新日本有限責任監査法人)

(2) 業務監査に係る補助者の構成
・公認会計士7名・その他5名

4. 報酬について

当期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬並びに監査法人に対する監査報酬は、以下のとおりであります。

役員報酬の内容

取締役の年間報酬総額 65,580千円(うち社外取締役 1,125 千円)

監査役の年間報酬総額 8,525千円(うち社外監査役 2,025 千円)

監査報酬の内容

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 26,500 千円

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社における企業統治の体制は、取締役会、監査役会制度を採用しております。当社の規模及び組織体制からみて、企業統治は十分に機能しているものと判断し、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	月末及び集中日を避けて設定しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	・実施日：2018年10月15日・説明者：代表取締役社長 榎原憲二・概要：会社概要説明、2018年8月期決算説明、経営戦略説明、質疑応答・主な参加者：ファンドマネージャー、証券アナリスト、証券営業	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURLは http://www.micron-grinder.co.jp/ir.html 。投資家向けに掲載している内容は決算情報、決算情報以外の適時開示資料、会社説明会資料。	
IRに関する部署(担当者)の設置	・IR 担当部署：管理部	
その他	<工場見学> 随時対応 <メールによる開示情報の連絡> 名刺を頂戴した投資家宛に開示の都度送信。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	種々のクリーン作戦等をはじめとした省エネ活動に積極的に参加しております。また、学生の研修受入等により、地元への社会貢献の一助となるべく努力しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社是及び経営理念に適った企業活動を通じ、企業価値の継続的な向上を図るとともに、顧客・取引先・株主・社員・社会という総てのステークホルダーから信頼され、安定的かつ持続的なグループ企業基盤を構築するため、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針（以下、内部統制システムの基本方針という）を整備しております。

当社は、社会の変化に対応して内部統制システムの基本方針を常時見直すことで、より適正かつ効率的な体制を目指しております。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コーポレート・ガバナンス

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化策として、経営会議規程に基づいて設置した経営会議を毎月開催し、取締役会付議事項の事前審議を行っているほか、取締役会規程に基づき開催する取締役会においては、経営の透明性・客観性を高めるとともに、迅速な意思決定を行う体制を確保しております。

当社は従来から監査役設置会社であり、監査役は経営に関する重要な会議に出席をして意見を述べることで、独立した視点から取締役の職務執行の適法性・妥当性を十分監査できる体制を確保しております。

(2) コンプライアンス

当社グループ全体で共有する「MICRON 行動規範(MICRON Code of Conduct)」を制定し、全グループレベルでの認識の統一と水準の向上に努めております。

(3) 内部監査

当社グループは、社長直轄の内部監査部門を置き、年間内部監査基本計画書に沿った内部監査を実施し、内部統制システムの整備・運用状況の改善に資するなどの監査活動を実施しております。

(4) 取締役・使用人の宣誓

当社グループの取締役及び使用人は、「MICRON 行動規範(MICRON Code of Conduct)」を遵守する旨の宣誓書にサインを行い提出しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程により、取締役及び社員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を確保しておりますが、更に、取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるなどの、規程の改正・強化に努めております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスク管理規程

当社は、当社グループのリスク管理を統括する部門を置き、グループ全体のリスク管理規程・リスク対応マニュアルを制定し、リスク管理体制の構築及び運用を行っております。

(2) 予防対策

当社グループの各部門長は、自部門の目標の達成に影響を与えらると思われる重点実施項目（内外の発生し得るリスクを、発生頻度・被害の規模により抽出）を年度予防対策計画として定め、予防対策を推進します。

(3) 有事の体制

当社グループに不測の事態が発生した場合、レベルに応じた対応責任者を明確にし、迅速かつ的確な報告・対策が行われる体制を整備します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 経営方針及び経営戦略

経営戦略の見直しや審議を行う定例の経営会議と取締役会を毎月開催するほか、機動性のある随時開催、当社子会社の取締役の随時参加により、重要事項に関する迅速な意思決定を行い、効率的な職務の執行を行っております。

(2) 権限及び職責、手続き

業務分掌規程、職務権限規程、職務決裁基準規程その他の社内規程により、基本的な手続きや権限を明確化し、職務執行が効率的に図られるようにしております。

(3) 組織構造及び慣行

組織的・人的構成については、機動的に見直し、効率化に努めております。

(4) モニタリング

収益性を見直すミーティングを随時開催し、過去の実績との比較、予算との比較等を行うほか、案件などの進捗を管理することにより、定期的な収益性の確認をすることで、効率を高めております。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社グループは、相互に独立性を尊重しながらも緊密な連携を保ち、企業集団の内部統制を充実させ、業績向上と発展を図るため各社の経営実態の把握、経営体制の指針など、必要な体制の整備に努めております。

(2) 当社グループ全体で共有する「MICRON 行動規範(MICRON Code of Conduct)」を制定し、全グループレベルでの認識の統一と水準の向上に努めております。

(3) 当社グループは、当社の内部監査部門が作成した年間内部監査基本計画書に沿った内部監査を受けるものとし、「MICRON 行動規範(MICRON Code of Conduct)」に関する認識の統一と水準の向上に努めております。

(4) 当社管理部門は、関係会社管理規程により、当社子会社に対し、経営管理に必要な資料の提出を求め、これを整備保管するとともに、当社子会社の経営状況と財務状況を把握し、取締役会に報告しております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助する使用人はおりませんが、監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する監査役スタッフを置くこととし、当該社員は監査役の指揮命令に服し、人事（異動、評価、懲戒処分等）を行う場合は、人事担当取締役は事前に監査役会に報告し、意見交換を行い、監査役会の了承を得ることとします。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 監査役は、取締役会に出席し、取締役より重要事項の説明を受け、関係書類の配付並びに詳細な説明を受けているほか、経営に関する重要な会議に出席しております。

(2) 取締役及び使用人は、監査役に対し、稟議書、議事録、契約書等の関係書類を持参したうえで、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について報告を行っております。

(3) 取締役及び使用人は、監査役に対し、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、又は当社に損害を及ぼす事実を知った場合、遅滞なく報告を行うこととしております。

(4) 内部監査部門は、監査役に対し、内部監査状況について報告を行っております。

(5) 当社子会社の取締役、監査役及び使用人等から、当社グループに損害を及ぼす事項、不正行為や法令、定款違反に当たる事項

についての報告を受けた者は、監査役に速やかに報告することとします。

(6) 当社グループは、上記報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由とする不利益な取り扱いは一切行わないこととします。

(7) 監査役がその職務の執行について、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理することとします。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役会は、内部監査部門、会計監査人と定期的な報告会を開催し、相互に連携を図っております。

(2) 監査役は、代表取締役と定期的に情報・意見交換を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断・排除し、毅然とした態度で対応することを基本方針とし、以下のような諸施策を実施しております。

1. 当社グループ全体で共有する「MICRON 行動規範(MICRON Code of Conduct)」において、反社会的勢力・団体には毅然とした態度で対応することを定めております。

2. 管理部を反社会的勢力対応の統括部門とし、不当要求防止責任者を設置しております。

3. 警察等関係機関と緊密に連携し情報収集を行うとともに、反社会的勢力への対応に関する指導を受けております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

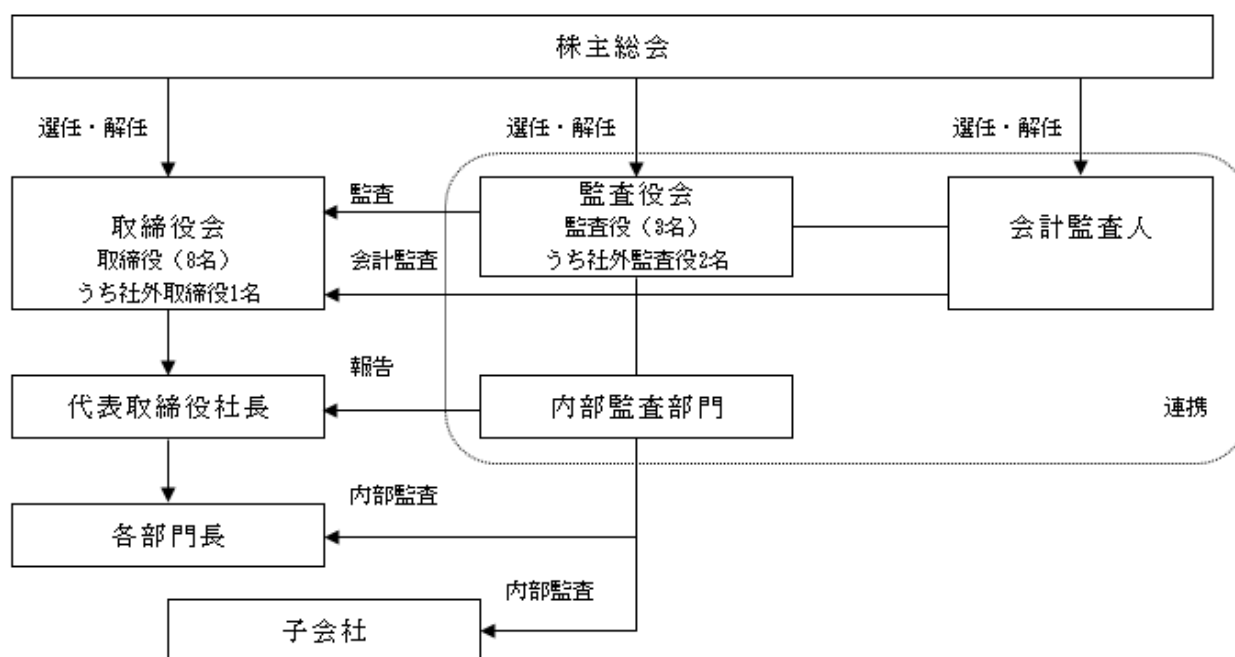
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図



適時開示体制の概要（模式図）

